

(素案)

1 **第3章 国による支援策(素案)**

2 国は、設置者による学校施設の複合化の取組が、学習環境の向上はもとより、地域コミ
3 ュニティの形成、さらには地域の振興・再生にも資するよう、以下の方策を講じることにより
4 支援していくことが必要である。

5
6 **(1)学校施設整備指針における学校施設の複合化関連規定の充実**

7 文部科学省は、学校施設の計画・設計上の留意事項を示した学校施設整備指針
8 を学校種ごとに策定し、地方公共団体等の学校設置者に示している。

9 本報告を踏まえ、学校施設整備指針における学校施設の複合化に係る規定を充実
10 させる必要がある。

11
12 **(2)優れた学校施設の複合化事例の普及啓発**

13 文部科学省は、学校施設と複合化する公共施設の種類に応じて、学習環境の向
14 上や地域コミュニティの形成に寄与した施設の設計・計画及び施設管理に関する好
15 事例を収集し、研修会等を通じて学校設置者等に対し広く普及啓発を図っていく必
16 要がある。

17
18 **(3)学校施設の複合化に資する計画・設計プロセス構築の支援**

19 文部科学省は、設置者による学校施設の複合化のための基本計画の策定などに
20 おいて、教職員、保護者、地域住民等の関係者が参画した委員会やワークショップ等
21 を設置し、必要に応じて教育や建築の有識者の協力を得ながら、関係者との合意形
22 成を図っていく施設の計画・設計プロセスの構築に資する取組について支援する必
23 要がある。

24
25 **(4)既存学校施設を活用した複合化に資する財産処分手続きの弾力化・簡素化**

26 文部科学省では、既に財産処分手続きを大幅に弾力化・簡素化しているところであ
27 るが、今後、設置者における既存学校施設を有効活用した学校施設の複合化を支援
28 していく観点から、更なる弾力化・簡素化について検討する必要がある。

29
30 **(5)関係府省との連携による本報告の公共施設関係部局等への周知**

31 文部科学省は、地方公共団体における学校施設の複合化の実施に当たり、教育委
32 員会内だけではなく、公共施設関係部局等と連携した上で、本報告で示した学校施
33 設の複合化に関する基本的な考え方等に留意して進めていくことが重要であることか
34 ら、公共施設を所管する関係府省と連携して、本報告の周知を図っていく必要があ
35 る。